

福井市の公民館

福井市の公民館は、原則、小学校区ごとに設置され、地域に密着した職員体制（地区選考内申）のもと、社会教育、生涯学習及び地域活動の拠点としての役割を果たしている。

また、各公民館には各種団体、住民の代表等で構成される公民館運営審議会を設置し、民意を十分に反映した中で、地域住民との協働のもとに運営されている。

1 公民館の特徴

- 原則、小学校区ごとに公民館を設置（49地区館、6分館、中央公民館）
- 各公民館に運営審議会の設置
- 福井市方式（半官半民）の運営方法
- 各種教育事業の展開
- 地域活動をコーディネート



2 公民館の歴史

- S21. 7. 5 公民館施設の文部省次官通牒
12. 1 福井市初の公民館として、教育課内に福井市公民館設置
- S35. 4. 1 公民館設置体制の確立（地区館として、小学校区毎の設置となる）
- S46. 4. 1 第1次公民館整備計画の開始 整備基準 人口5,000人以上：延床面積330㎡ 未満：230㎡
- S54. 4. 1 第2次公民館整備計画の開始 整備基準 人口5,000人以上：延床面積441㎡ 未満：375㎡
- S59. 4. 1 出張所廃止に伴う公民館主事体制の強化（2年間で概ね各館1人増員を図る）
- H 2. 4. 1 第3次公民館整備計画の開始 整備基準 人口5,000人以上：延床面積550㎡ 未満：440㎡
- H 6. 4. 1 第3次公民館整備計画の改正（福祉のまちづくり環境整備の一環 身障者トイレ等の整備）
- H 9. 4. 1 第3次公民館整備計画の改正
整備基準 人口10,000人以上：延床面積750㎡ 5,000人以上：625㎡ 未満：520㎡
- H22. 4. 1 公民館主事配置基準の見直し 配置基準 人口5,000人以上：3人 未満：2人
公民館主事 委嘱時の年齢制限撤廃（従来、委嘱時63歳未満であることが要件）
週35時間勤務（従来30時間）
地域コミュニティのコーディネーターとして、各種団体の支援・連絡調整を行うことを付加
- H23. 4. 1 公民館長 勤務体制の見直し 週16時間勤務（従来8時間）

3 優良公民館の表彰

※S22年の殿下公民館は、生活科学化協会、毎日新聞社の表彰

※H15年以前は文部大臣、以後は文部科学大臣表彰

受賞年月日	公民館名	備考	受賞年月日	公民館名	備考
S22. 11. 3	殿下公民館	当時は、殿下村公民館 第1回受賞	H16. 10. 29	啓蒙公民館	
S52. 11. 3	順化公民館		H17. 10. 31	岡保公民館	
S62. 11. 5	社南公民館		H18. 10. 6	春山公民館	
H 3. 11. 5	中藤島公民館		H19. 10. 22	麻生津公民館	
H 4. 11. 2	旭公民館		H21. 11. 5	湊公民館	
H 5. 11. 1	東藤島公民館		H23. 11. 18	円山公民館	
H13. 10. 22	東安居公民館		H24. 11. 13	森田公民館	
H15. 10. 23	東郷公民館		H26. 3. 4	社北公民館	最優秀館(H25年度創設)